

売買取引及び決済の方法

令和2年6月21日より施工の改正された卸売市場法の公表規程により、当社が開設者となる地方卸売市場において準用する売買取引及び決済方法は、以下のとおりである。

(売買取引の方法)

会社は、市場において行う卸売については、相対取引及びせり売りとする。

(仕切りおよび送金)

会社は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して卸売後3日以内に売買仕切書（消費税額を含む。以下同じ。）を送付するとともに売買式仕切金を送付しなければならない。

ただし、特約の有る場合はこの限りではない。

前項の売買仕切書には、当該卸売りをした物品の品目、等級、価格（消費税額を除く以下本項において同じ）、消費税額および数量を正確に記載しなければならない。

第1項の売買仕切り金は、現金又は口座振替その他委託者が指定した方法により送付しなければならない。

(買受代金の支払い業務)

買受人は、会社から買い受けた物品取引終了後、取引条件で定めた期日までに

買受代金（せり売り又は入札によって買受けた場合にあっては買受けた額に消費税及び地方消費税額に当たる額を加えた額、その他の場合にあっては消費税を含む額とする。）を支払わなければならない。

ただし、特約のある場合はこの限りではない。

前項ただし書きの特約は、その他の買受け人に対し不当な差別的な取り扱いとなるものではあってはならない。

第1項の買受代金は、現金又は口座振替その他会社が指定した方法により支払わなければならない。

(その他の決済の方法)

市場における売買取引の決済は第15条から前条までに定めるもののほか、取引参加者当事者間で決定した支払い方法により、取引参加者間で決定した支払い期限までに行わなければならない。

株式会社 丸勘山形青果市場

〒990-2211 山形県山形市十文字 2160

電話 023-686-6161 FAX023-686-6177